

香川県広域水道企業団職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第 8 号

香川県広域水道企業団職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員安全衛生管理規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（中央安全衛生委員会） 第16条 略 2～4 略 5 略 （1）・（2） 略 （3） 次に掲げる者のうちから企業長が任命する者 <u>16名</u>以内 ア～エ 略 6～11 略	（中央安全衛生委員会） 第16条 職員の安全及び衛生に関する重要事項を総合的に調査審議するため、中央安全衛生委員会（以下「中央委員会」という。）を置く。 2～4 略 5 委員は、次に掲げる者とする。 （1） 健康管理責任者 （2） 施設管理責任者 （3） 次に掲げる者のうちから企業長が任命する者 <u>15名</u>以内 ア センター安全衛生管理者 イ 衛生管理者 ウ 産業医 エ 職場における安全又は衛生に関し知識又は経験を有する職員 6～11 略

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。